

# 条例改正

## 尾道市議会委員会条例の一部を改正する条例

欠員を生じる総務委員会の委員の定数の特例を定めるための条例改正です。

尾道市議会委員会条例（昭和50年条例第30号）の一部を次のように改正する。

付則に次の1項を加える。

- 5 第2条第1項第1号の規定にかかわらず、尾道市議会委員会条例の一部を改正する条例の施行の日から同日以後現に在職する議員の任期が満了するまでの間は、総務委員会の委員の定数は、7人とする。

## 意見書

（紙面の都合上、要約しています）

12月定例会では、下記の意見書を可決し、関係機関に提出しました。

※意見書とは、市の公益に関することについて、議会としての意思を意見としてまとめた文書で、国会や関係行政庁に提出します。

## 安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書

- 1 消費税率の引き上げ延期による地方における社会保障の充実施策の実施に、支障が生じることはないよう、所要の財源を確保すること。特に、要望の強い保育の受け皿整備に係る財源については、地方負担分も含めて国の責任において適切に財源措置を講じること。
- 2 人材確保が喫緊の課題になっている保育士・介護職員などの処遇改善など「一億総活躍プラン」関連施策の実施についても、地方負担分も含めて国の責任において適切に財源措置を講じること。
- 3 人口減少社会への対応という中長期的な課題に取り組む地方自治体をサポートし、地域の実情に応じて自主性・主体性を発揮し、地方創生を推進することができるよう、1兆円の「まち・ひと・しごと創生事業費」を中期的に継続すること。また、地方創生推進交付金についても、安定的かつ継続的に所要の財源を確保すること。
- 4 地方自治体が提供する社会保障の充実施策をはじめ、福祉、学校教育、消防、道路や河川等の社会基盤の整備など、国民生活に密接に関連する多くの行政サービスを確実に実施するためには、地方一般財源の確保が不可欠であり、特に地方交付税総額については確実に確保すること。

## 地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を求める意見書

各地で想定を超える大規模な自然災害が発生し、甚大な被害に対し迅速な復旧・復興とともに、地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を図るため、次の対策を講じられるよう、強く要望します。

- 1 被災者支援システムの全自治体への完備・普及や生活自治組織単位での自主防災コミュニティの組織化や訓練の実施等地域防災力の向上を図ること。
- 2 大規模水害から住民の命と暮らしを守るための自治体の枠を超えた流域ごとのタイムラインの作成や避難行動に直結するハザードマップの作成、適切な避難勧告・指示発令のための体制構築を図ること。
- 3 災害に強い防災拠点の整備として、スマートフォン等で家族の安否や緊急連絡を得られるようにするための公衆無線LANの設置や災害時におけるトイレ機能確保のためのマンホールトイレの整備を促進すること。
- 4 子供や女性、高齢者や障害者が、避難所生活でつらい思いをすることがないように避難所の環境整備や防犯体制を強化すること。

## 後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続等を求める意見書

後期高齢者医療制度の保険料は、均等割は9割、所得割は5割軽減されています。

そのような中、社会保障制度改革推進本部は、後期高齢者医療制度の軽減特例措置を段階的に縮小すると決定しました。

しかし、消費税率再引き上げの先送りに伴って、年金等の施策の見直しが検討されており、低所得者の負担軽減措置が担保されない懸念があります。

また、全国後期高齢者医療広域連合協議会は、「現行制度の維持・激変緩和策」を求めています。

よって、政府及び国会におかれましては、社会保障・税一体改革による社会保障の充実に係る施策の見直しについて、低所得者に対する負担に配慮したものととなるよう、後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続を含めた見直しを行うよう強く要望します。

## 住民の健康の維持・増進に向けて国民健康保険制度の改善を求める意見書

平成30年度より都道府県が責任主体となるなど、国民健康保険の運営に大きな変革がもたらされます。

言うまでもなく、国民健康保険は社会保障制度ですが、加入者の多くは、年金生活者や低所得労働者で、高額な保険料等、課題山積です。

よって政府・広島県におかれましては、国民健康保険制度の改善を講じられるよう、下記の事項を要望します。

- 1 社会保障制度としての国民健康保険を維持できるよう、国庫負担をさらに引き上げ、保険者・被保険者の負担軽減に一層努めること。
- 2 保険料は「応能負担」を原則とし、とりわけ子供に係る保険料（均等割）額の負担軽減などの措置を設けること。また自治体が独自に負担軽減措置を設けることについて、これを尊重すること。

## 子ども医療費助成制度の拡充を求める意見書

少子化や子どもの貧困が深刻化するなかで、若い世代が経済的心配をせずに子どもを産み育てられる環境づくりが求められ、特に子どもの医療費用は、子育て世代にとって負担が大きく、その軽減は急務です。

医療保険制度における子どもの自己負担額は0歳から就学前が2割、就学時から3割ですが、現在では、多くの市町村がそれに上乗せして子どもの医療費を助成しています。

しかし、地方のみの助成制度では自治体間格差が生じ、償還払いにおける一時負担で受診抑制が起りやすいという問題に加え、自治体が窓口負担をなくすと医療費がかさむ等を理由に、国が国民健康保険国庫負担金の減額措置を行っているからです。

よって、政府及び国会に次の事項を強く要望します。

- 1 すべての子どもの医療費窓口負担のない現物給付方式とし、中学校卒業まで全額助成すること。
- 2 現物給付方式を理由にした国民健康保険国庫負担金の減額措置を廃止すること。

## 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書

地方創生が、我が国の将来にとって重要な政治課題となり、その実現に向け大きな責任を有する地方議会の果たす役割は、ますます重要となっています。

このような中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民の意向をくみ取り、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められています。

また、地方議会議員は、議会活動のほか地域の住民ニーズの把握等様々な議員活動を行っており、近年では、都市部を中心に専門化が進んでいます。

一方、地方選挙の結果では、投票率の低下や無投票当選者の割合が高くなるなど、住民の関心の低さや、議員のなり手不足が深刻な問題となっています。

よって、国会におかれては、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会の人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金加入のための法整備を早急に実現されるよう強く要望します。